

3 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」及び「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

地域における生活課題を解決するため、高齢者や障がいのある人、子育てなどの分野別の福祉施策を地域という視点でつなぐ役割があります。

(2) 町の関連計画との関係

本計画は、松前町総合計画の基本理念及び施策の方向性に即して策定するものです。また、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけ、関連計画との整合性及び連携を図るものとします。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」、生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立支援計画」を包含するものとします。

